

岩手県立住田高等学校

危機管理

マニュアル



令和6年8月

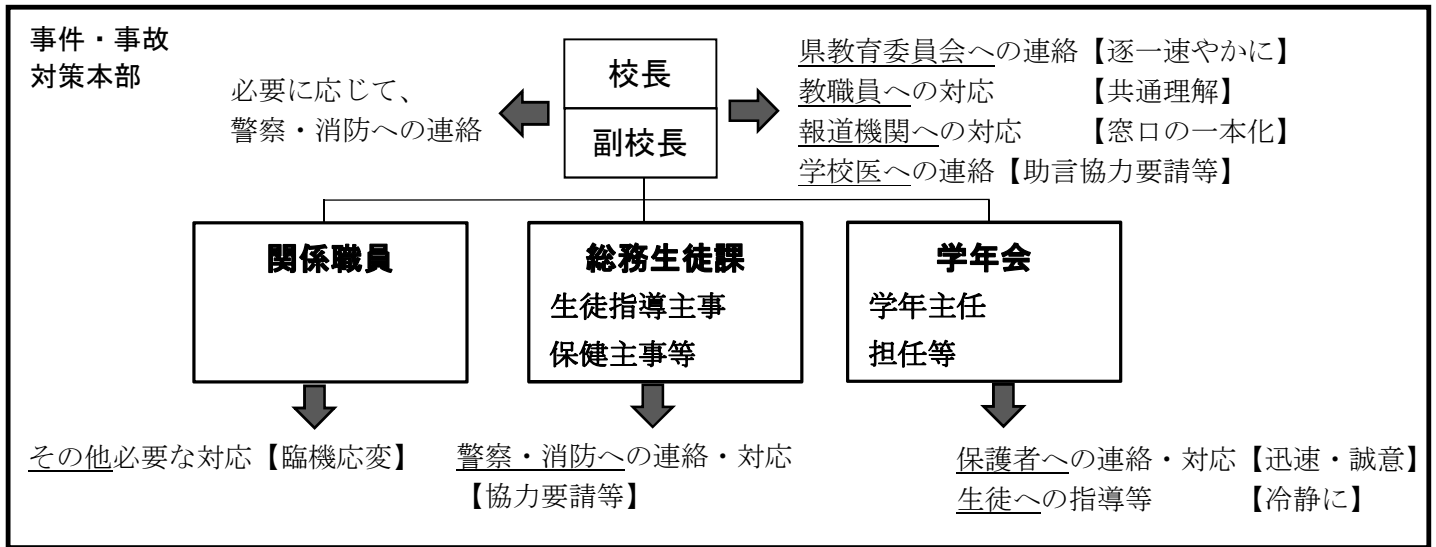
目 次

1	学校危機発生時の対応体制	
(1)	重大な事件・事故が発生した場合	1
(2)	火災が発生した場合の自衛消防隊	1
(3)	緊急事態発生時の対応方針	2
(4)	緊急事態発生時の確認事項	2
(5)	連絡すべき事項の文例等	2
(6)	不審者侵入時の対応方針	3
(7)	不審者侵入時の確認事項	3
(8)	非常連絡系統図	4
(9)	避難経路図・AED等設置場所	5
2	災害発生時の対応	
(1)	災害時における職員配備の基準	6
(2)	災害時における職員の自主参集	6
(3)	災害時における職員行動指針（勤務時間外）	7
(4)	大災害発生時の職員行動フロー図（勤務時間外）	8
(5)	学校が避難所になった場合の係分担	9
(6)	緊急避難所から避難所への避難誘導	9
(7)	気象警報発令等（風水害等対策）への対応	10
(8)	大地震、津波注意報及び警報発令等（大地震、津波対策）への対応	11
(9)	全国瞬時警報システム（Jアラート）による有事関連情報への対応	12
(10)	その他の有事関連情報への対応	14
(11)	気象状況及び大地震、有事関連情報等を起因として、 生徒の登校が難しい場合の出欠等の取扱い	14
(12)	臨時休校等の緊急連絡方法	14
(13)	火災発生時の対応（学校に勤務中）	15
(14)	落雷危険時の対応（学校に勤務中）	16
(15)	地震発生時の対応（学校に勤務中）	17
(16)	地震発生時の対応（登校・下校時）	18
(17)	地震発生時の対応（校外活動中）	19
3	事故発生時の対応	
(1)	事故発生時の対応（学校に勤務中／授業中・部活動中）	20
(2)	アレルギー緊急事態発生時の対応（学校に勤務中／授業中・部活動中）	21
(3)	てんかん発作発生時の対応（学校に勤務中／授業中・部活動中）	22
(4)	過呼吸発生時の対応（学校に勤務中／授業中・部活動中）	23
(5)	熱中症発生時の対応（学校に勤務中／授業中・部活動中）	24
(6)	スズメバチ被害発生時の対応（学校に勤務中／授業中・部活動中）	26
(7)	クマ等有害動物出没時の対応（学校に勤務中）	27
(8)	事故発生時の対応（勤務時間外／部活動中）	28
(9)	情報インシデント発生時の対応（紛失・盗難・誤送信等）	29
4	事件発生時の対応	
(1)	不審者侵入時の対応（学校に勤務中）	30
5	学校再開に向けて	32
6	その他	
(1)	ドクターヘリ離着陸時の対応（学校に勤務中）	33

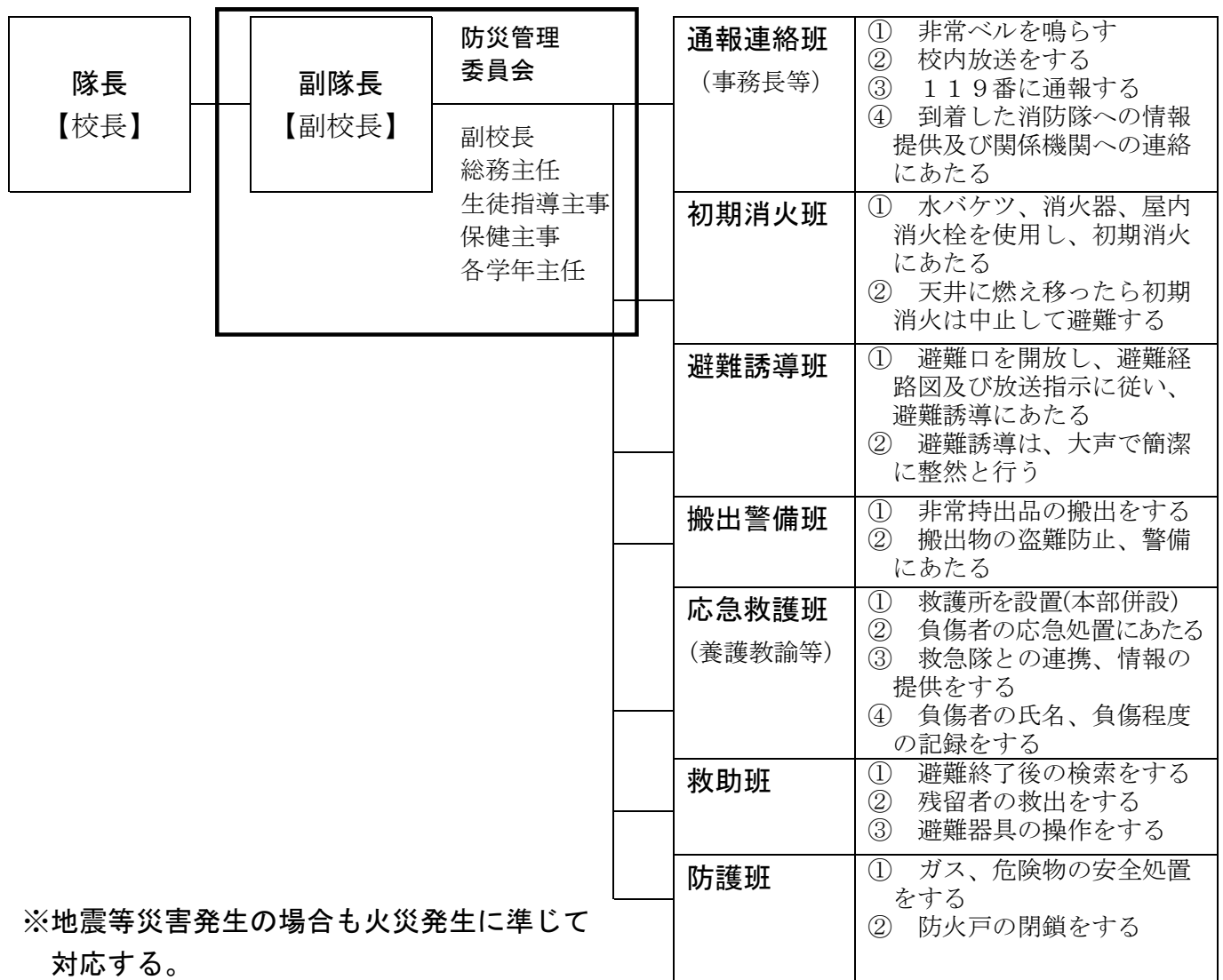
1 学校危機発生時の対応体制

(1) 重大な事件・事故が発生した場合

校長の指示により、直ちに「事件・事故対策本部」を設置する。



(2) 火災が発生した場合の自衛消防隊



(3) 緊急事態発生時の対応方針

ア	生徒の生命維持、安全確保
イ	冷静な判断と指示
ウ	報告・連絡・相談・記録

(4) 緊急事態発生時の確認事項

ア	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態が発生した場合、発生現場における対応は複数の職員で対応する。 応急処置、連絡、担架、記録、生徒への指示、管理職への報告等を分担し行う。
イ	<ul style="list-style-type: none"> 傷病生徒を動かせる場合は、保健室へ移動させる。 〃 動かすと危険だと思われる状況のときは、周囲の生徒を別の場所に移動させ、被害の拡大防止等に努める。
ウ	<ul style="list-style-type: none"> 保護者以外への外部対応は窓口を一本化し、副校長があたる。
エ	<ul style="list-style-type: none"> 救急車を要請する場合は、速やかに要請する。(到着まで約6分かかることを念頭に行動する。) 〃 した場合は副校長及び校長に報告する。

(5) 連絡すべき事項の文例等

ア	警察への緊急連絡		局番なしの 110番 をダイヤル(携帯電話も同様、県警本部通信司令室に直接つながる)
	通報文例	a	(落ち着いて)「住田高校です。今、不審な男(女)が校内に侵入して暴れています。生徒が怪我をしています。すぐに支援をお願いします。」
		b	その後は、警察からの質問に応える形で、「学校住所番地」、「通報者氏名」、「電話番号」等を 正確に 知らせる。
イ	消防への緊急連絡		局番なしの 119番 をダイヤル(110番通報した場合は、救急車が連動して手配されるが、重複しても良い)
	通報文例	a	必ず相手が、「もしもし、火事ですか、事故ですか」と聞くので、はっきりと「火事(事故)です。消防車(救急車)をお願いします。」と伝える。
		b	その後、消防からの質問に応える形で、「学校住所番地」、「通報者氏名」、「傷病者氏名」、「傷病者の性別と年齢」、「意識や状態」等を 正確に 知らせる。
ウ	緊急連絡時のポイント		5W1H
			「WHAT 何が起きた」 「WHO 関係者は」 「WHEN いつ」 「WHERE どこで」 「WHY なぜ」(発生直後は、原因等は分からないことが多い) 「HOW どのように、どうした、現状は、学校の対応は」

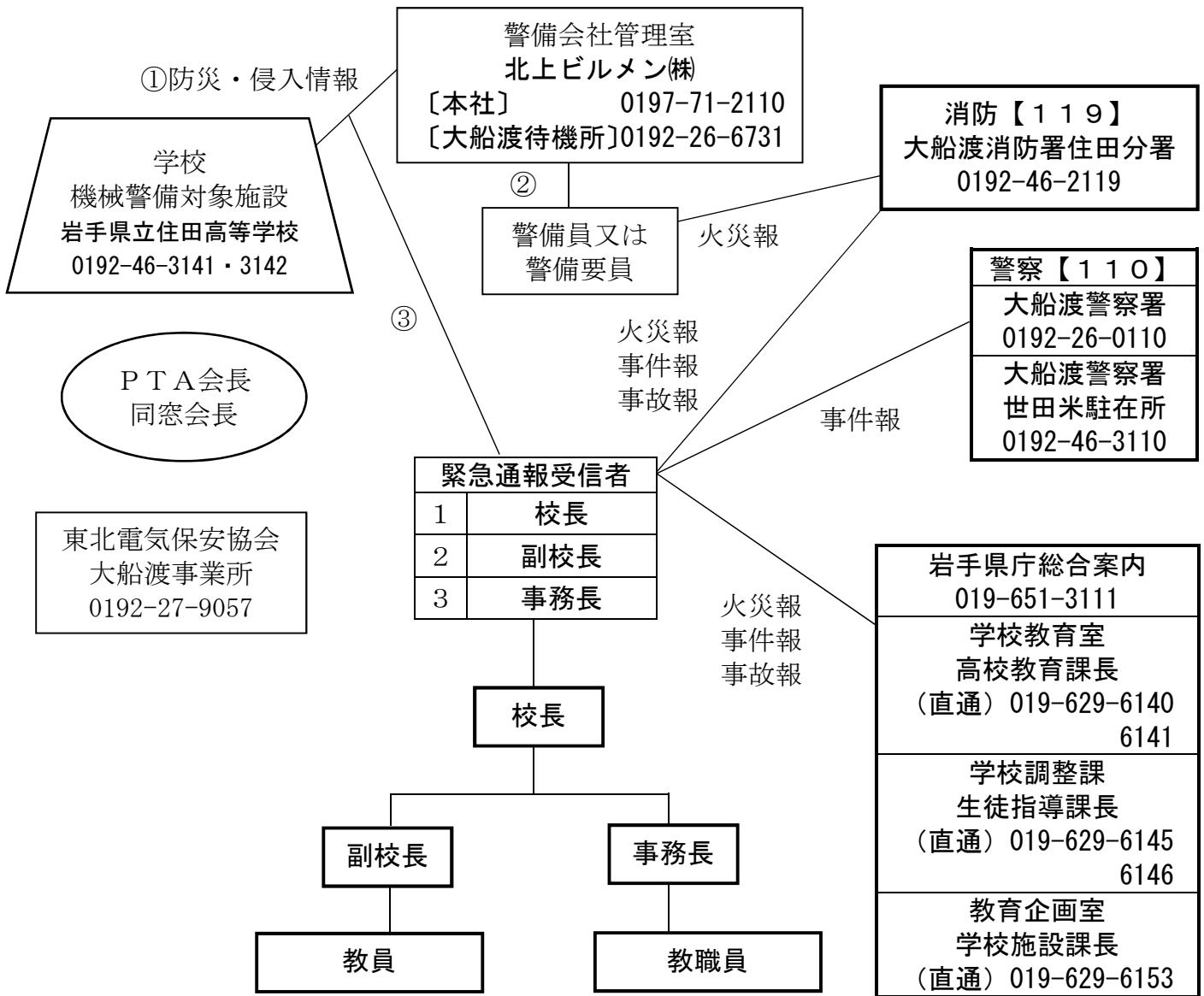
(6) 不審者侵入時の対応方針

ア	生徒の安全確保を最優先する
イ	教職員自身の安全を守る
ウ	一刻も早く警察に通報する（不審者の身柄の拘束は警察に委ねる）

(7) 不審者侵入時の確認事項

<p>～日常における未然防止策の徹底～</p> <p>来校者に対しては、日頃から全教職員が進んであいさつや声掛けを徹底し、外部からの人の出入りに注意を払う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あいさつは「明るい声」で、「大きな声」で ・声掛けは来校者の「用件の確認」、「身元の確認」等 	
ア	<p>校内緊急放送で、危険な不審者の侵入を生徒及び教職員に知らせ、安全確保をする</p> <p>「カメシカ発生。【場所名】でカメシカが発生しました。生徒の安全を確保してください。」</p>
イ	<p>不審者（安全が未確認な来校者）への対応の際は、1.5メートル以上の距離をとり、丁寧に対応する</p>
ウ	<p>不審者が退去しない場合は、別室に案内し隔離する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案内先優先順位 第1位：教育相談室Ⅰ ・ " 2位：教育相談室Ⅱ
エ	<p>不審者を別室に案内する際には、不審者を先に部屋の奥へ案内し、対応者は身を守るため、後から入り口近くに位置し、戸は原則として開放しておく（対応は複数の基本とする）</p>
オ	<p>危険な不審者だと判断し、不審者に気付かれないよう警察への通報を他の教職員に依頼する場合は、次の暗号文を用いる</p> <p>「白黒印刷を110部お願いします。」</p>
カ	<p>凶器を持った不審者に対峙する場合は、イス、モップ、長柄ホウキ、さすまた、消火器、机等を活用し、身近な物は何でも利用しながら、相手との距離をとって自身の身を守りながら移動を阻止する（さすまたを活用する場合でも、相手を制圧・拘束しようとしなないこと）</p>
キ	<p>生徒及び教職員の最終避難場所は「グラウンド」とする</p>

(8) 非常連絡系統図



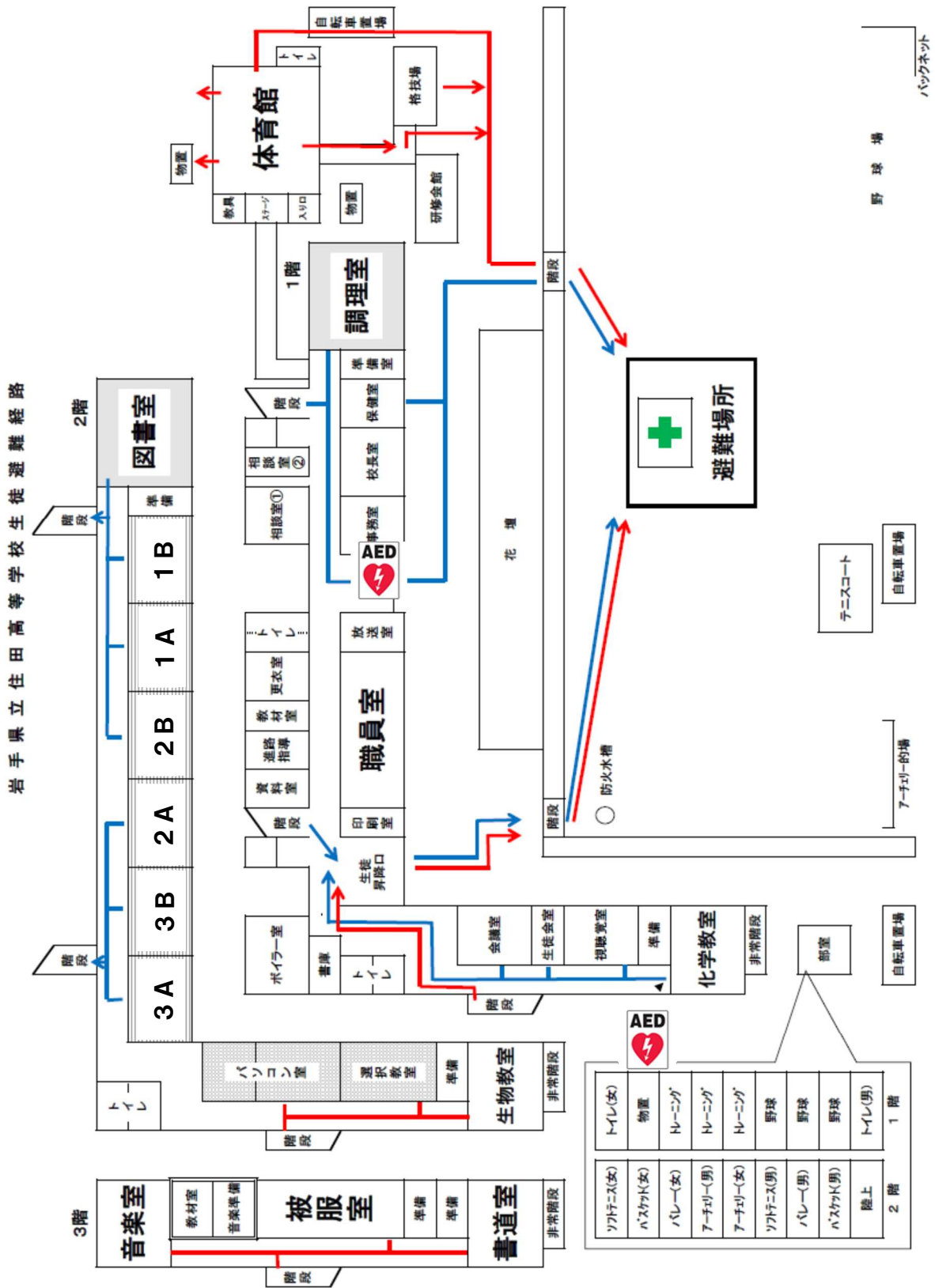
その他の連絡先

分類	機関名
病院	県立大船渡病院附属住田地域診療センター 0192-46-3121
	県立高田病院 0192-54-3221
行政	岩手県一関児童相談所 0191-21-0560
	大船渡地域振興センター総務課 0192-27-9911
	住田町役場 0192-46-2111
災害用伝言ダイヤル【171】 大規模な災害が発生した際に、その安否情報を録音して伝える「声の伝言板」。「171」をダイヤルしガイダンスに従うこと	

岩手県庁総合案内 019-651-3111
学校教育室 高校教育課長 (直通) 019-629-6140 6141
学校調整課 生徒指導課長 (直通) 019-629-6145 6146
教育企画室 学校施設課長 (直通) 019-629-6153
教職員課 県立学校人事課長 (直通) 019-629-6129
保健体育課 総括課長 (直通) 019-629-6190

救急救命センター 県立大船渡病院 0192-26-1111 平日 17 時以降 土日祝日対応
--

(9) 避難経路図・AED等設置場所



AED及び担架等 設置場所	設備	数	設置場所	
	AED	2	校舎内	職員玄関内 校舎外 部室棟
	担架	1	校舎内	保健室前
	車いす	1	校舎内	保健室前廊下

2 災害発生時の対応

(1) 災害時における職員配備の基準

区分	配備基準（県）		住田高校対象職員
3号 配備	ア	大災害発生 （岩手県災害対策本部の全組織、機能を挙げて災害応急対策を講じる必要がある場合）	全職員
	イ	管内に 震度6強 ・ 震度7 の地震が発生	
2号 配備	ア	相当規模の災害 が発生	校長、副校長、事務長、各課主任、主事 (8名)
	イ	津波警報 の発令で 災害発生の恐れ	
	ウ	管内に 震度6弱 の地震が発生	
1号 配備	ア	気象警報、高潮警報、波浪警報（海上に対するものを除く。）、洪水警報、津波注意報又は噴火に伴う臨時火山情報が発表され、若しくは、大規模な火災、爆発等により、 相当規模の災害の発生のおそれ があると認められる場合	校長、副校長、事務長 (3名)
	イ	気仙川の洪水警報 又は 気仙川上流の水防警報 が発表され、相当規模の災害の発生のおそれがあると認められる場合	
	ウ	津波警報 が発表された場合	
	エ	管内に 震度5強 の地震が発生	

(2) 災害時における職員の自主参集

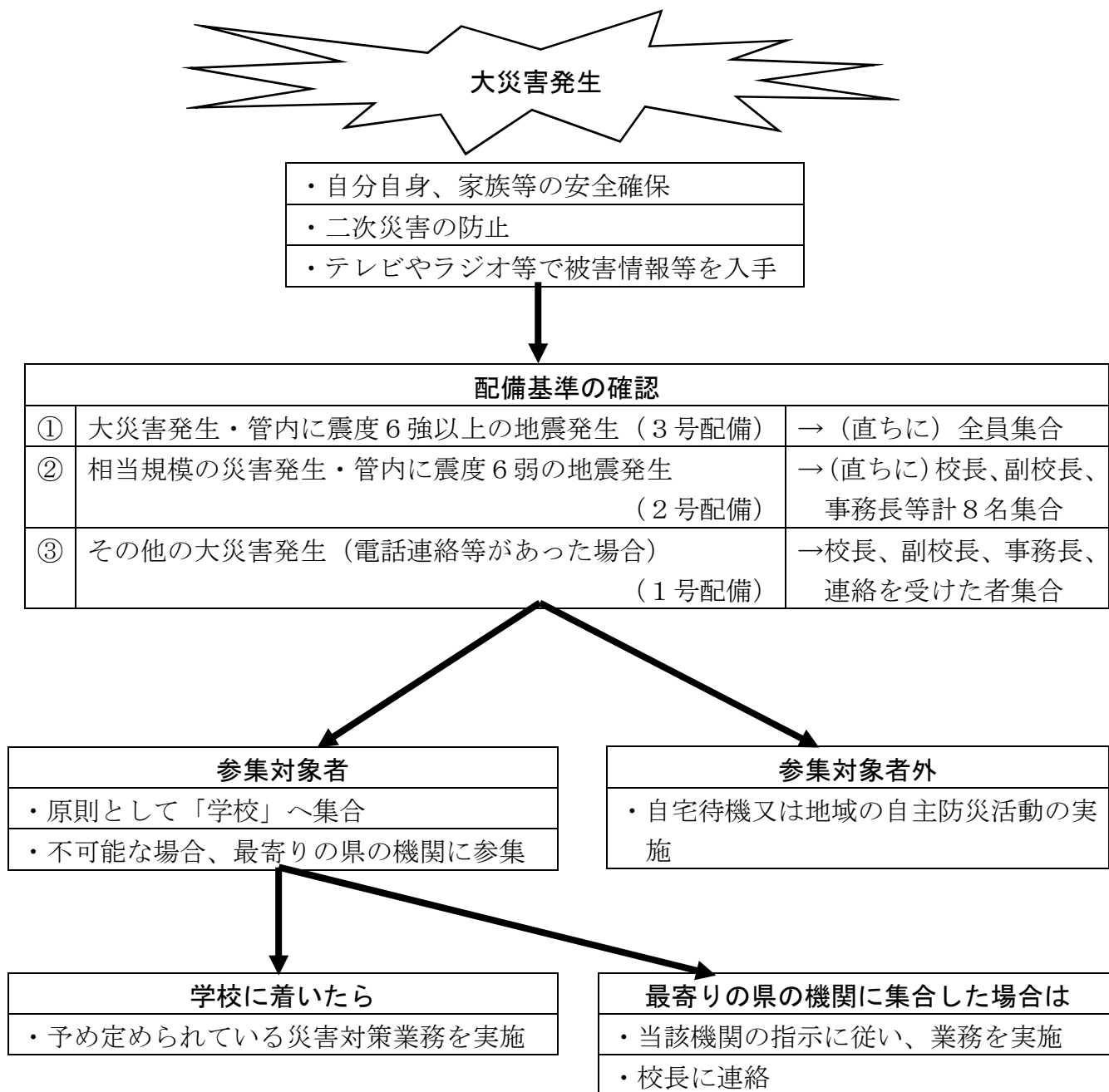
配備職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、上記の配備基準に該当する災害等を覚知したときは、配備指令を待たずに、直ちに学校に参集する。

なお、配備職員が災害時に交通機関の途絶等やむを得ない事情により学校に参集できない場合にあつては、校長に連絡の上、最寄りの公所又は県立学校に参集し、参集先の公所長又は校長の指示に従い、必要な業務に従事する。

(3) 災害時における職員行動指針（勤務時間外）

	要 点	具 体						
ア	安全の確保を第一に考える	勤務時間外に災害発生に直面した場合は、自分自身や家族、近隣住民等の安全確保を最優先に行動すること						
イ	二次災害の防止に努める	初期消火や出火防止、倒壊家屋からの人命の救出活動等、二次災害の防止に努めること						
ウ	災害情報の早期収集を図る	テレビやラジオ等からの災害情報等の入手に努め、震度情報、津波情報、気象情報等について確認し、「災害時における職員の配置基準」に該当する場合、校長の指示を待つことなく、速やかに参集すること						
エ	移動の際には細心の注意を払う	移動の際には、家屋の倒壊、道路の陥没、橋梁の落下等に細心の注意を払い、可能な場合はできるだけ徒歩又は自転車を利用すること						
オ	勤務できない場合は学校（校長）に連絡する。	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>a</td> <td>自ら又は家族が被災した職員は、その旨を校長に連絡すること</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>交通の途絶等により勤務できない職員は、最寄りの公所（合同庁舎等県の機関）に出向し、指示に従い、必要な業務を行うこと</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>管理職に連絡をとること</td> </tr> </tbody> </table>	a	自ら又は家族が被災した職員は、その旨を校長に連絡すること	b	交通の途絶等により勤務できない職員は、最寄りの公所（合同庁舎等県の機関）に出向し、指示に従い、必要な業務を行うこと	c	管理職に連絡をとること
a	自ら又は家族が被災した職員は、その旨を校長に連絡すること							
b	交通の途絶等により勤務できない職員は、最寄りの公所（合同庁舎等県の機関）に出向し、指示に従い、必要な業務を行うこと							
c	管理職に連絡をとること							

(4) 大災害発生時の職員行動フロー図（勤務時間外）



(5) 学校が避難所になった場合の係分担

担当分掌	班	任 務
校 長 副校長 事務長	避難所本部 (総括班)	・災害対策本部との連絡
		・地域の被災状況の把握
		・避難所内連絡、外部との連絡
総務生徒課 (生徒) 厚生相談課	誘導班	・体育館、教室への誘導 ・負傷者の保健室への誘導
	衛生班	・衛生全般、避難所の清掃、ゴミ処理
	応急処置班	・重傷者の搬送、軽症者の応急処置
教務進路課 (教務)	名簿作成班	・避難者名簿の作成
総務生徒課 (総務)	救援物資班	・救援物資の受入、保管、配給、飲料水確保
	記録班	・被害状況の記録 ・避難所運営記録
教務進路課 (進路)	ボランティア班	・ボランティア受付、配置、指示
事務室	被害確認班	・被害状況の確認

(6) 緊急避難所から避難所への避難誘導

避難準備	・校門などに「避難先」を明示する
	・担任は、生徒の人員点呼（異状の有無の確認）
移動	・学級単位で編成し、先頭は副校長、担任は最後尾につく
	・避難経路は避難誘導係が確認した経路を利用するが、臨機応変に対応する
到着	・集合人員点呼
	・行方不明者がいた場合、救助班が搜索

緊急避難所	住田高等学校
避難所	住田高等学校体育館

(7) 気象警報発令等（風水害等対策）への対応

ア 生徒の登校前の判断について

臨時休校の基準等				
	気象状況	判断する時間	臨時休校とする場合の基準	基準としないが、気象状況等を踏まえて校長が臨時休校を判断する場合
a	大雨・台風接近	前日		今後、風水害等による被害及び公共交通機関の運行状況が悪化し生徒の登下校が困難となることが予想されることから、臨時休校が適切であると校長が判断する場合
b		朝6時30分	住田町に避難準備・高齢者等避難開始が発令されている場合	
c				住田町（大船渡地域）に対して、「大雨・洪水警報」等が発令されている状況があり、臨時休校が適切であると校長が判断する場合
d				朝6時30分の時点で警報が発令されていないものの、公共交通機関の運行状況が悪化し生徒の登下校が困難となることが予想されることから、臨時休校が適切であると校長が判断する場合
e		大雪	随時	
<p>気象警報が発令されているものの「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されていない場合及び校長による臨時休校の判断がなされていない場合の生徒の登校</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒は安全を確かめて登校すること。 ただし、交通機関や道路の状況によって登校が難しいと思われる場合、保護者の判断で自宅待機とすること。 				

イ 生徒の登校後の判断について

学校において警報等の発令を確認し、公共交通機関の運行状況等も踏まえ、校長の判断により、生徒を下校させること。

ウ 風水害発生等の危険性がある場合の事前連絡について

風水害発生等の危険性のために、翌日に臨時休校の判断をする可能性がある場合については、前日段階で事前の予告連絡を「インターネットを活用したお知らせシステム（eメッセージ）」（以下、「一斉メール」という。）により、行うこと。

(8) 大地震、津波注意報及び警報発令等（大地震、津波対策）への対応

ア 臨時休校について

a	住田町で大地震（以下「震度6程度以上」を大地震という。）が発生した場合	交通機関や道路の状況等も勘案し、随時、臨時休校の必要性について校長が判断すること。
b	津波注意報及び警報が発令された場合	特別な状況にある場合を除き、臨時休校にはならないこと。

イ 登校前等、生徒が自宅にいる時に大地震が発生した場合や、津波注意報及び警報が発令された場合

a	住田町及び生徒が居住する地域において大地震が発生した場合、生徒は自宅待機とすること。
b	津波注意報及び警報が発令された場合、浸水想定区域に居住する生徒及び浸水想定区域を通らなければ登下校できない生徒については、津波注意報及び警報が解除されるまで、自宅待機または避難とすること。
c	交通機関や道路の状況によって登校が難しいと思われる場合、保護者の判断で自宅待機とすること。
d	自宅待機中の避難の有無を含めた生徒の安全確保については、各家庭での対応をお願いすること。

ウ 生徒が登校途中に大地震が発生した場合や、津波注意報及び警報が発令された場合

a	速やかに身の安全を図り、安全な方法で登校するか、安全な方法で帰宅すること。
b	登校も帰宅もできない場合、速やかに安全な場所に避難し学校や保護者に連絡すること。

エ 在校時（休日の部活動や対外試合等参加中も含む）に大地震が発生した場合や、津波注意報及び警報が発令された場合

a	大地震が発生した場合、安全を確保した上で、生徒を帰宅させること。ただし、安全確保ができない場合や、交通機関の確保が難しい場合には、帰宅させず生徒の身柄を学校で預かること。
b	津波警報が発令された場合、 浸水想定区域に居住する生徒及び浸水想定区域を通らなければ帰宅できない生徒について は、帰宅させず 身柄を学校で預かる こと。それ以外の区域に居住する生徒については、安全を確保した上で、帰宅させること。
c	津波注意報が発令された場合、必要に応じて津波警報が発令された場合に準じた対応を行うこと。

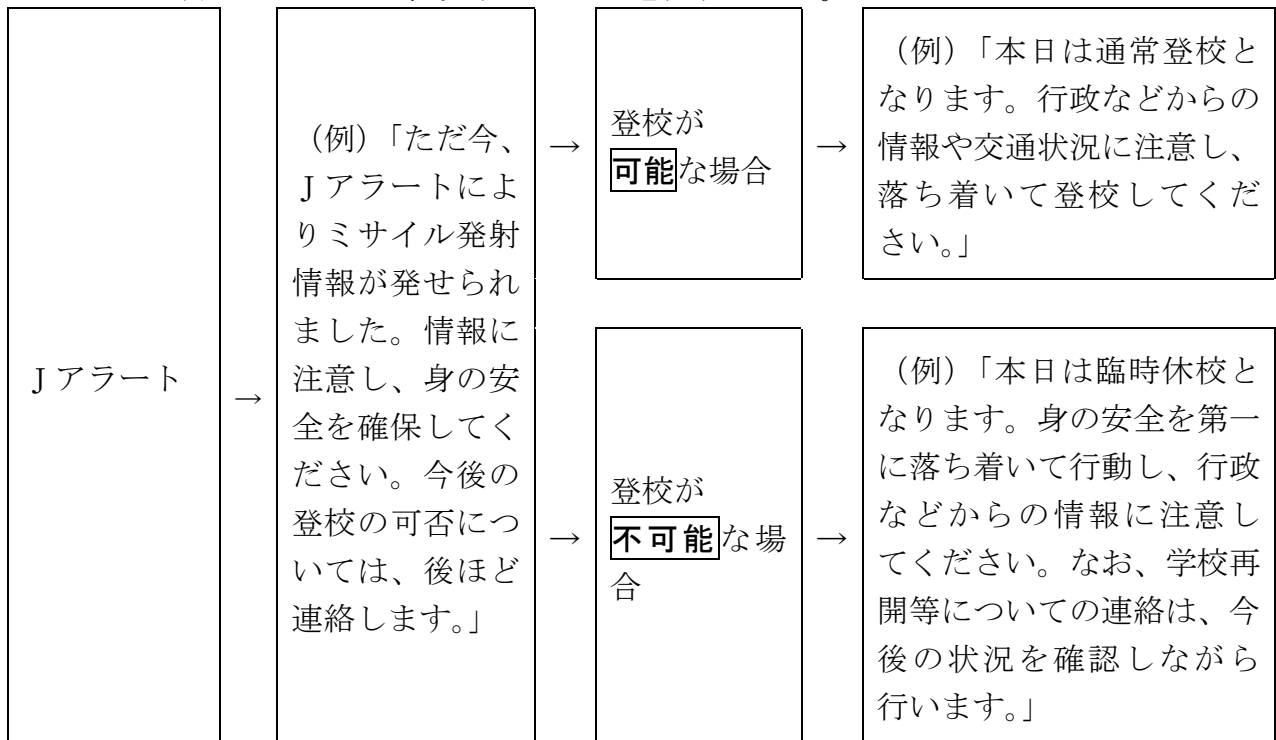
(9) 全国瞬時警報システム（Jアラート）による有事関連情報への対応

ア 弾道ミサイル（以下、「ミサイル」という。）落下時への対応について

全国瞬時警報システム（以下、「Jアラート」という。）のメッセージが流れた場合の行動	
生徒及び教職員等は、直ちに以下の行動をとること。	
a	屋外にいる場合 ミサイル着弾時の爆風や破片等による被害を避けるため、近くのできるだけ 頑丈な建物や地下に避難 すること。 近くに適当な建物がない場合は、 物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る こと。
b	屋内にいる場合 ミサイル着弾時の爆風や破片等による被害を避けるため、できるだけ 窓から離れ、できれば窓のない頑丈な部屋へ移動 すること。
近くにミサイルが着弾した際の行動	
a	屋外にいる場合 口と鼻をハンカチ等で覆い ながら、現場から直ちに離れ、 密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難 すること。
b	屋内にいる場合 換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして 室内を密閉 すること。
c	その他 行政からの指示 がある場合、その 指示に従って落ち着いて行動 すること。 弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なることに留意し、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて 情報収集 し、落ち着いて行動すること。

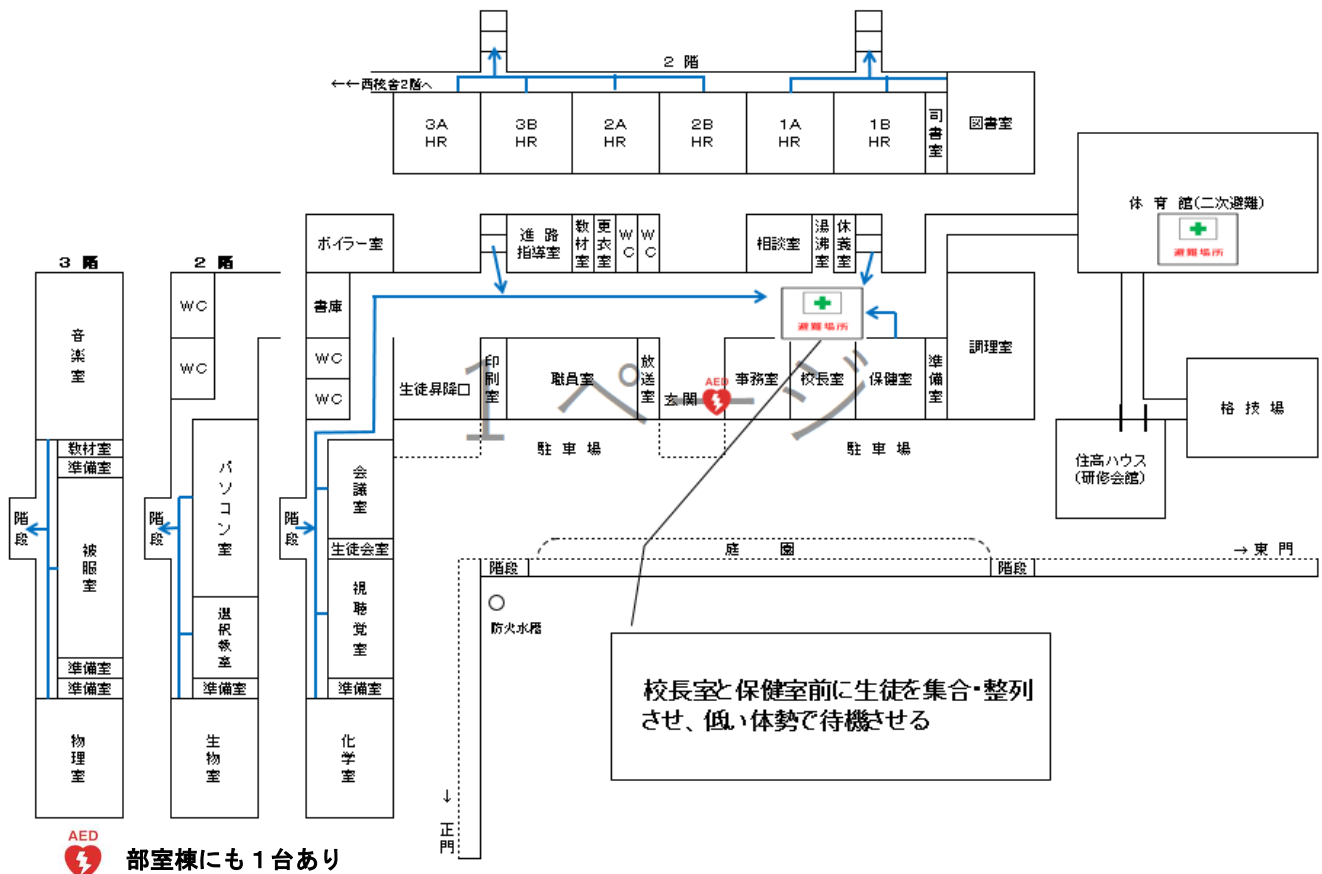
イ 生徒が登校前または登校途中に、Jアラートのメッセージが流れた場合の学校からの連絡について

一斉メールにより、以下のとおり連絡すること。



ウ 生徒が登校後に、Jアラートのメッセージが流れた場合の避難場所について

避難経路図(Jアラート発令時)



エ 生徒が登校後に、Jアラートのメッセージが流れた場合の学校からの連絡について

<p>ミサイルが着弾し、近隣地域に被害が出た場合又は遠隔地への着弾であっても核爆発等により学校所在地、生徒の居住地又は通学区間に被害が出る恐れのある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校において行政情報等を確認し、公共交通機関の運行状況等も踏まえ、校長の判断により、安全確認をした上で生徒を下校させること。 ただし、安全確保ができない場合や、交通機関の確保が難しい場合には、帰宅させず生徒の身柄を学校で預かること。 生徒の下校や身柄の学校預かりについては、一斉メール及び電話等により学校から保護者に対して連絡すること。
<p>ミサイル着弾による被害の恐れがない場合</p>
<ul style="list-style-type: none"> 学校から保護者に対する連絡は行わないこと。

(10) その他の有事関連情報への対応

上記（５）に準じた対応をとること。

なお、有事関連情報とは以下の情報を指すこと。

<ul style="list-style-type: none"> 弾道ミサイル情報 航空攻撃情報 ゲリラ・特殊部隊攻撃情報 大規模テロ情報 その他の国民保護情報

(11) 気象状況及び大地震、有事関連情報等を起因として、生徒の登校が難しい場合の出欠等の取扱い

<ul style="list-style-type: none"> 自宅待機（自宅学習）とし、公認欠席扱いとすること。 交通機関の遅れによる遅刻については、公認遅刻扱いとすること。 	<p>保護者は、学校へ連絡すること。</p>
---	-------------------------------

※「学習評価規程細則 1 出席簿に関する細則（公認欠席、遅刻、早退、欠課）（５）その他学校長が必要と認めた場合」を根拠とするもの

(12) 臨時休校等の緊急連絡方法

a	一斉メール により、学校から生徒及び保護者に対して連絡すること。
b	一斉メールでの連絡をするとともに、学校から担任等を通じて、電話等で保護者に対して連絡すること。

(13) 火災発生時の対応（学校に勤務中）



・火災報知器を作動 ・大声で「火災発生」を知らせる

発見者は、事務室・職員室へ急行
校長へ報告し、指示を受ける

避難誘導
校内放送、ハンドマイク等を使い、生徒を避難誘導する

119番通報
火災発生を告げ、住所、出火場所、通報者名を伝える

初期消火
可能な限り現場に急行し、消火器、消火栓等を使い消火する

生徒への避難誘導	
指示事項	① 避難経路、避難場所
	② 消灯し、窓を閉める
	③ ハンカチ等で口、鼻を被う
	④ 頭髮引火の防護

自衛消防（防災）活動	
○本部	避難場所の指定 本部の設営（本部旗等設置）
★通報連絡班	避難指示、被害状況の把握
★初期消火班	初期消火、天井に延焼又は消防署が来たら避難
★避難誘導班	避難口の開放、安全確認し誘導
★搬出警備班	重要書類、非常持出品の搬出、搬出物の監視、不審者の出入りに注意
★応急救護班	本部に救護所設置、負傷者の手当
★救助班	避難器具の設置、残留者の検索・救出
★防護班	ガス、危険物の安全処置、防火戸の閉鎖

避難後に人員点呼

校長に報告

校長は、県教委へ被害状況等を報告

・保護者へ連絡
（一斉メールを活用し、速やかにかつ確実に連絡）

・保護者へ生徒を引渡す

(14) 落雷危険時の対応（学校に勤務中）

雷鳴が聞こえる距離（約 10km）の範囲内は、その場に落雷する可能性がある

雷鳴・雷光の確認

生徒への避難誘導	
指示事項	① 諸活動を止めさせ、速やかに屋内に避難させる
	② テントやビニールハウス、トタン屋根の仮小屋は危険であることを徹底し、校舎内に避難させる
	③ 周囲に建物等がない場合は、「脚を閉じてしゃがみ、身を低く」させる
	④ 高い木の 4 m 以内に近づかせない

雷鳴が止む・雷光の確認ができなくなる

生徒への指示	
指示事項	① 雷鳴が止んでから 20 分程度は落雷の危険があることから、安全な場所で待機させる
	② 一つの雷雲が去っても、次の雷雲が近づく場合もあるので、新しい雷雲の接近に注意させる

気象情報等で安全を確認の上、諸活動を再開するかどうかを判断する

諸活動再開の指示

(15) 地震発生時の対応（学校に勤務中）



・生徒を机の下に潜らせる等、**落下物から身を守らせる**
 ・自身も落下物から身を守る
 （直ぐに外に出ないで、地震が収まるのを待つ）

○出口の戸を開ける
 ○火を消す
 ○負傷者を確認する
 校長の指示により、防災活動を実施

自衛消防（防災）活動	
○本部	避難場所の指定 本部の設営（本部旗等設置）
★通報連絡班	避難指示、被害状況の把握
★初期消火班	火災が発生している場合の初期消火
★避難誘導班	避難口の開放、安全確認し誘導
★搬出警備班	重要書類、非常持出品の搬出、搬出物の監視、不審者の出入りに注意
★応急救護班	本部に救護所設置、負傷者の手当
★救助班	避難器具の設置、行方不明者、残留者の検索・救出
★防護班	ガス、危険物の安全処置、防火戸の閉鎖

生徒への避難誘導	
指示事項	① 避難経路、避難場所
	② ストーブ等火気の消火
	③ 負傷者の有無確認
	④ カバン等で頭を保護させる

避難後	
①	速やかに整列、しやがむよう指示
②	人員の点呼

校長に報告

校長は、県教委へ被害状況等を報告

・必要に応じて、保護者へ連絡（一斉メールを活用し、速やかにかつ確実に連絡）

・保護者へ生徒を引渡す

(16) 地震発生時の対応（登校・下校時）

休日・夜間は、「大災害発生時の職員行動フロー図」によること



- ・自分自身、家族等の安全確保（運転中止）
- ・二次災害の防止（道路の崩壊等に注意）
- ・テレビやラジオ等で被害情報等を入手

可能な限り、学校へ集合		
配備基準の確認		
①	大災害発生・管内に震度6強以上の地震発生（3号配備）	→（直ちに）全員集合
②	相当規模の災害発生・管内に震度6弱の地震発生 （2号配備）	→（直ちに）校長、副校長、 事務長等計8名集合
③	その他の大災害発生（電話連絡等があった場合） （1号配備）	→校長、副校長、事務長、 連絡を受けた者集合

参集対象者
・原則として「学校」へ集合
・不可能な場合、最寄りの県の機関に参集し、そこの指示に従う
・校長に連絡

参集対象者外
・自宅待機又は地域の自主防災活動の実施

学校に着いたら
自衛消防（防災）活動の実施
・出勤途上で知り得た情報を校長に報告
・出勤後、校舎等を巡回し、安全（被害状況）の確認
・避難所開設の場合、管理運営に協力
・生徒の安否確認の業務

校長は、県教委へ被害状況等を報告

(17) 地震発生時の対応（校外活動中）



- ・落下物から身を守らせる
- ・自身も落下物から身を守る
- ・揺れが収まってから、引率教員の所に集まるよう指示

津波浸水想定区域にいる場合

ラジオや防災無線等で、津波に関する情報を収集

津波警報が発表され、避難勧告・避難指示が発令された時には、高台の避難場所及び避難経路を決定し、速やかに生徒を誘導して避難

生徒及び自身の安全を確保し、全員の安否確認

状況を見極め、避難行動

宿泊中は、施設管理者の指示に従い、避難行動

生徒及び自身の安全を確保し、全員の安否確認

校長に報告

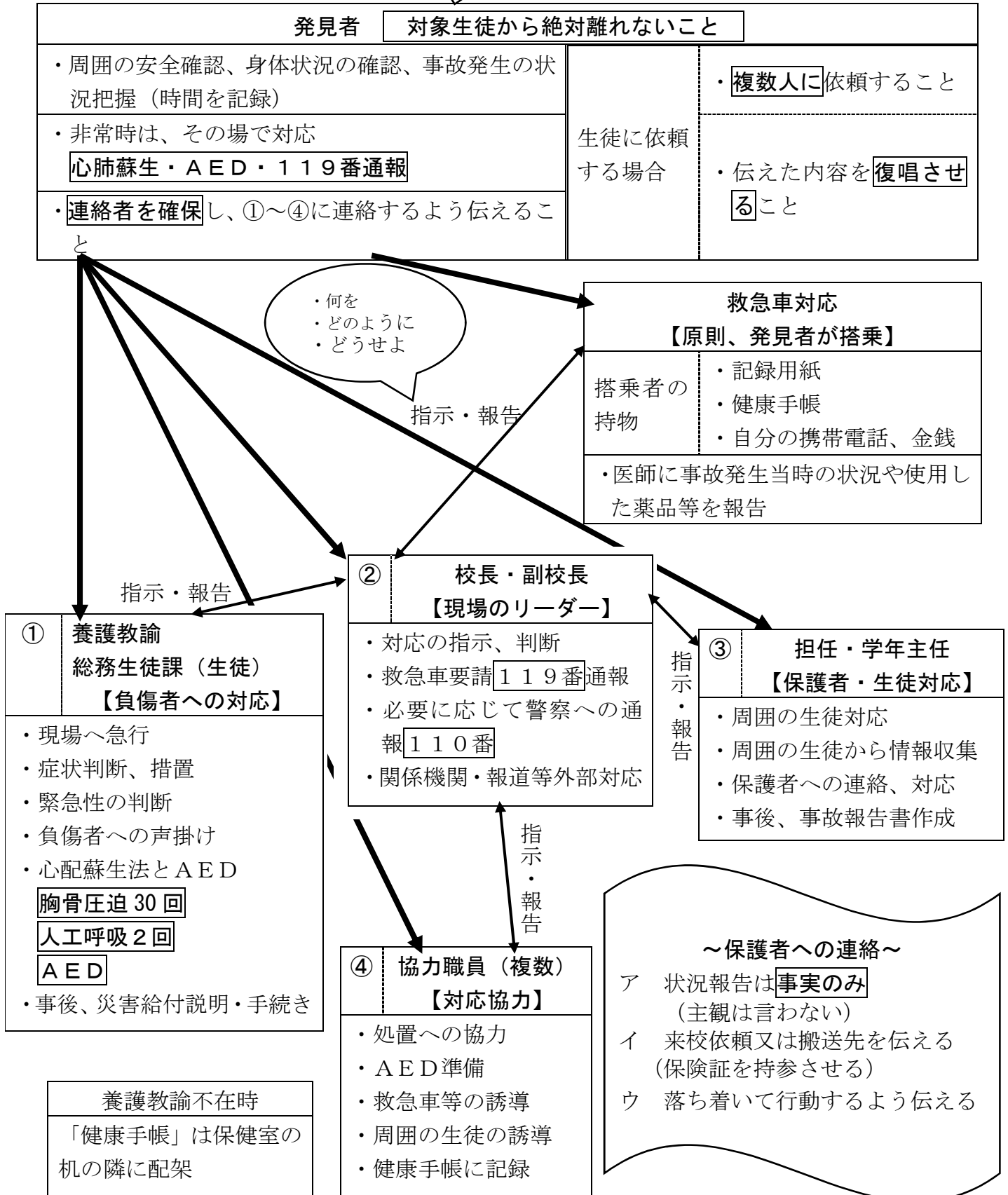
校長は、県教委へ被害状況等を報告

必要に応じて、保護者へ連絡（一斉メールを活用し、速やかにかつ確実に連絡）

保護者へ生徒を引渡す

3 事故発生時の対応

(1) 事故発生時の対応（学校に勤務中／授業中・部活動中）



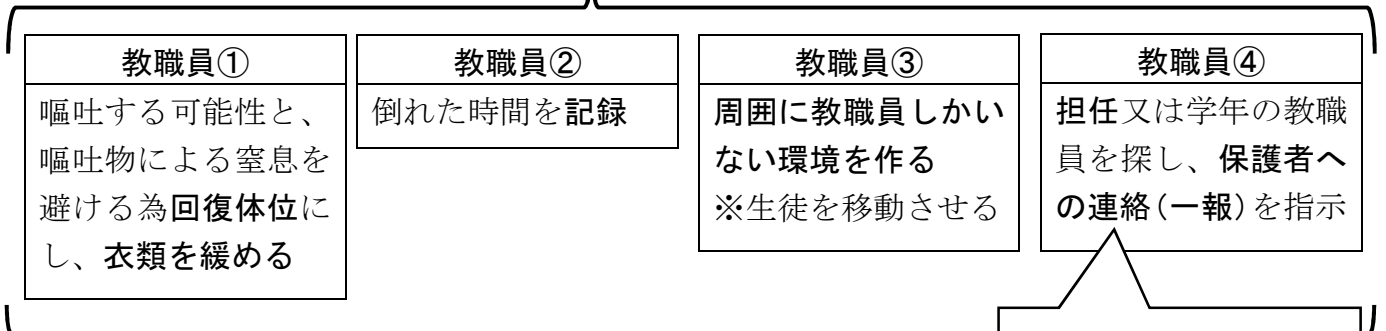
(3) てんかん発作発生時の対応 (学校に勤務中/授業中・部活動中)



症状	~いつもと様子が違うなという感じ...~ ・目つきがおかしい ・頭が痛そうな様子 ・反応がおかしい (意識朦朧)
----	---

発見者	対象生徒から絶対離れないこと
①	発見者は「具合が悪そうだけど大丈夫?」と声を掛ける
②	反応が鈍かったり、「頭痛がする」「気分が悪い」という訴えがあったりしたら、「保健室に行こう」と付き添う
③	途中で倒れた場合、「倒れました」と言って、他の教職員に協力要請し、保健室にも連絡
④	複数の教職員で対応する
⑤	周囲に生徒が大勢いる場合には、生徒を別の場所へ移動させる

生徒を横にさせる (回復体位)	生徒の周囲を片付けて、頭の下にバスタオル等柔らかい物を敷く × 口の中にタオル等をいれない × 発作を押さえつけない
-----------------	--



~連絡内容~
 「倒れた時間、場所、学校の対応状況、(必要に応じて)発作が続く場合は今後の対応について相談」

発作が15分以上続く場合 発作を繰り返す場合
① 15分続いた段階で、養護教諭又は担任・学年会の教職員が、保護者へ二報し、「現在の様子を報告」し、「今後の対応について相談」
② 救急搬送することを決定した場合

発作が落ち着いた場合
・保健室のベッドに移送し、休養させる ・養護教諭又は担任・学年会の教職員が、保護者へ二報し、「今後の対応について相談」

校長・副校長に報告

119番通報し、救急車の出動を要請
(救急車には教職員が同乗)

(4) 過呼吸発生時の対応 (学校に勤務中／授業中・部活動中)

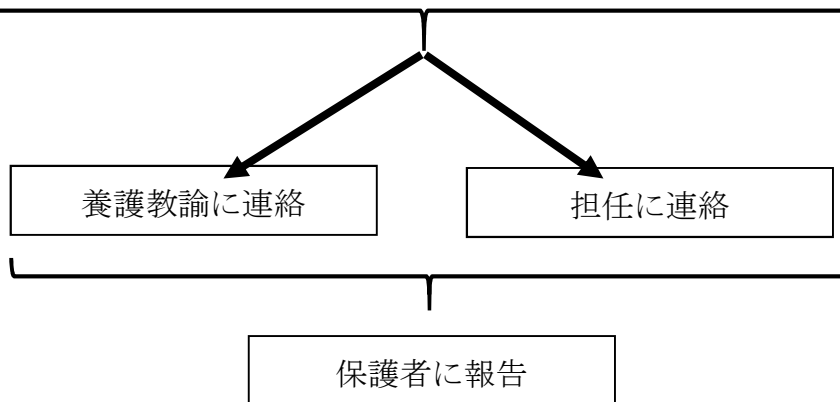
(正式名称：過換気症候群)



症状	息苦しさ、手足や唇のしびれ、手足の硬直、頭痛やめまい、失神等
----	--------------------------------

発見者	対象生徒から絶対離れないこと
①	周囲に人が居ない場所に対象生徒を移動させ、衣類を緩める
②	息をゆっくり吐くことを意識させ、「大丈夫だよ」と声を掛ける
③	「吸う：吐く」が1：2の割合になるよう呼吸させる
④	1回の呼吸で10秒程度かけて息を吐かせる（息を吐かせる前に1～2秒程度息を止めさせるくらいがベターである）
⑤	対象生徒の背中をゆっくり押して、呼吸をゆっくりするよう促す

対応のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・女子は男子と比較し過呼吸になりやすいので注意する ・何気ない会話で対象生徒の気を紛らわすと、回復がはやい ・対象生徒が会話できる内容を考えて話しかける
	NG × 紙袋は使用しない (窒息死の危険があるため)



(5) 熱中症発生時の対応 (学校に勤務中／授業中・部活中)

熱中症は、生徒の生命や健康に甚大な影響を与えることを十分に認識した上で、指導に当たる。

① 運動指針 WBGТ 値が確認できない場合は、熱中症予防情報サイト等を活用する。

WBGТ	気温	運動指針	
31℃以上	35℃以上	運動は原則禁止	活動の必要がある場合、生徒指導主事と保健主事、副校長で協議すること。
28℃以上	31℃以上	厳重警戒 (激しい運動は中止)	激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は中止。10～20分おきに休憩をとり、水分・塩分の補給を行う。
25℃以上	28℃以上	警戒 (積極的に休憩)	30分おきに休憩をとり、水分・塩分の補給を行う。
21℃以上	24℃以上	注意 (積極的に水分補給)	熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

② 生活指針 (6月～9月末まで)

服装	暑い日は、「学校指定のハーフパンツ、ポロシャツ」の服装を推奨する。
教室	エアコンを使用し、扇風機1台を設置する。 他の扇風機は、エアコン設置の無い教室や体育館にて使用すること。
授業中	水分補給は可とする。
その他	職員用冷蔵庫(放送室)に「スポーツ飲料」と「冷却材」を設置。応急処置で使用。

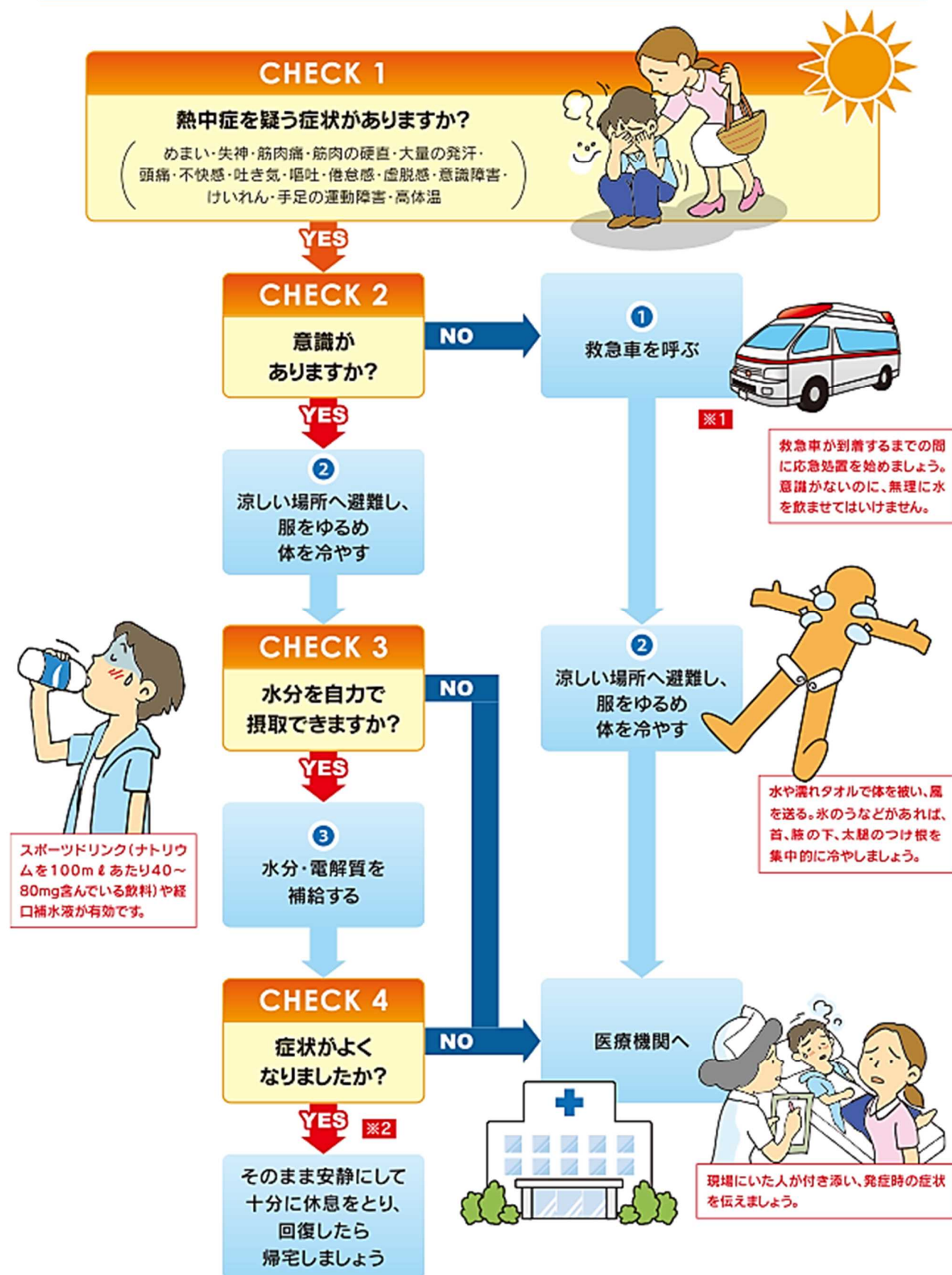
③ 熱中症防止対策 職員の動き

管理職 保健主事	特に注意が必要な日は、校内放送等で、繰り返し生徒全体に注意喚起を行うこと。
全教員	熱中症について、随時保健指導を行うこと。
担任 顧問	生徒が活動する前に一人ひとりの健康観察を行うこと。特に「睡眠不足」や「体調不良」等に注意すること。また、適宜気温を確認すること。
	活動する場合、活動量、内容、時間、場所等を変更するなど柔軟に対応すること。また、水分補給や休息を積極的に励行すること。
	中止する場合、運動を伴わない別の活動に切替えるなど、無理な活動をさせない。
	万が一、生徒が熱中症で倒れた場合、早急に対応すること。また、緊急体制や救急処置等を生徒と共有しておくこと。 顧問が不在になる場合は、周りの職員に声を掛けておくなど、生徒だけの活動にならないように注意をすること。

④ 熱中症の症状と職員の対応 意識が無い場合は、救急車を要請し、AEDを使用した心肺蘇生。

職員の対応	熱中症の症状	応急処置
安静 早退の半断	めまい、筋肉痛、筋肉の硬直、手足のしびれ、気分不快	<ul style="list-style-type: none"> ・涼しい場所へ移動。 ・衣類を緩める。 ・体を冷却する。 ・スポーツドリンク等で水分補給。 ・症状を観察、記録。
病院受診の指示	体温の上昇、頭痛、吐き気、倦怠感、虚脱感	
救急車要請!!	繰り返す嘔吐、意識障害、言動がおかしい、けいれん、手足の運動障害、高体温	
★寒気を訴える場合や自力で水分補給が出来ない場合は、直ちに救急車を要請。		

熱中症が疑われる時の応急処置 <フロー>

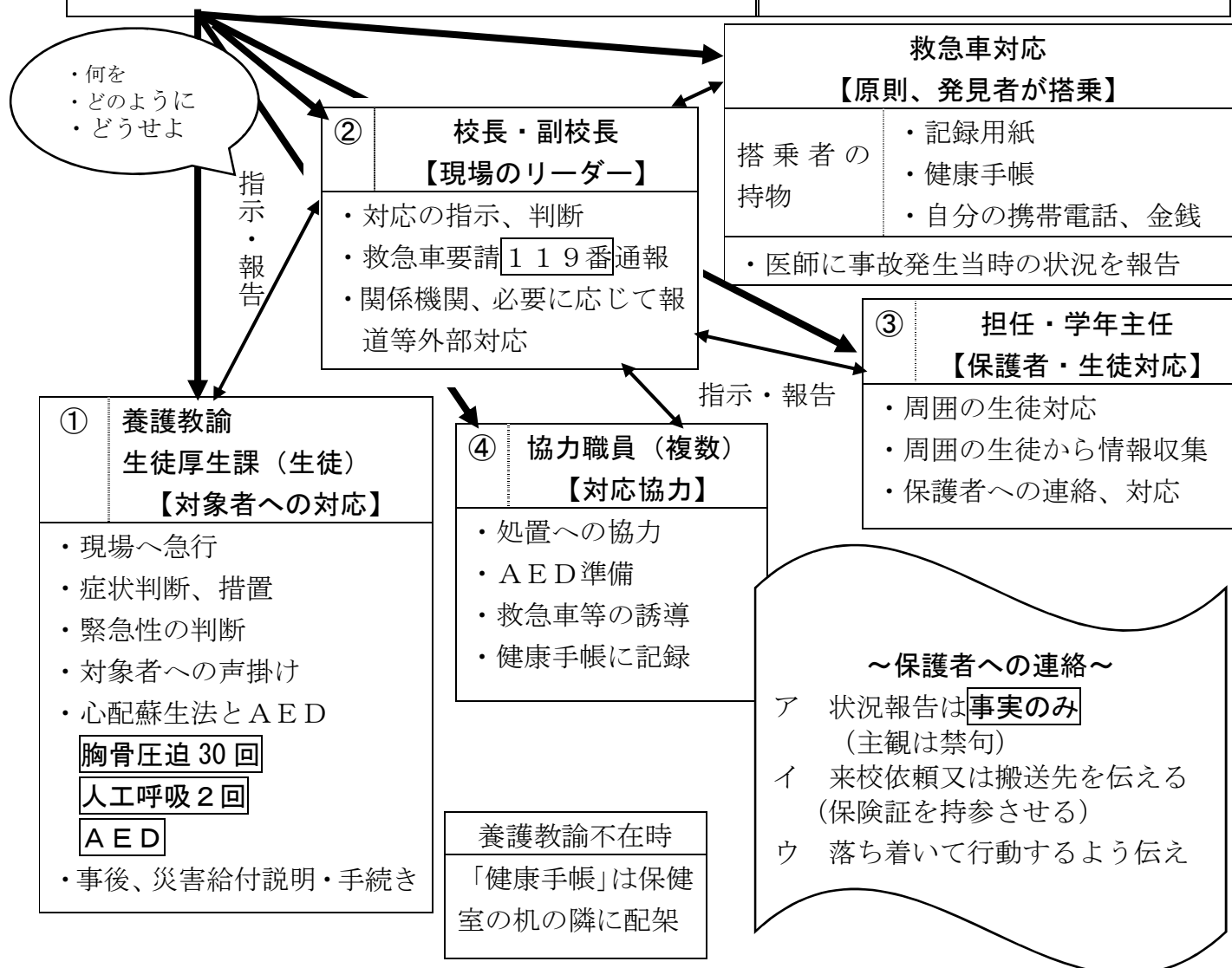


(6) スズメバチ被害発生時の対応 (学校に勤務中/授業中・部活動中)

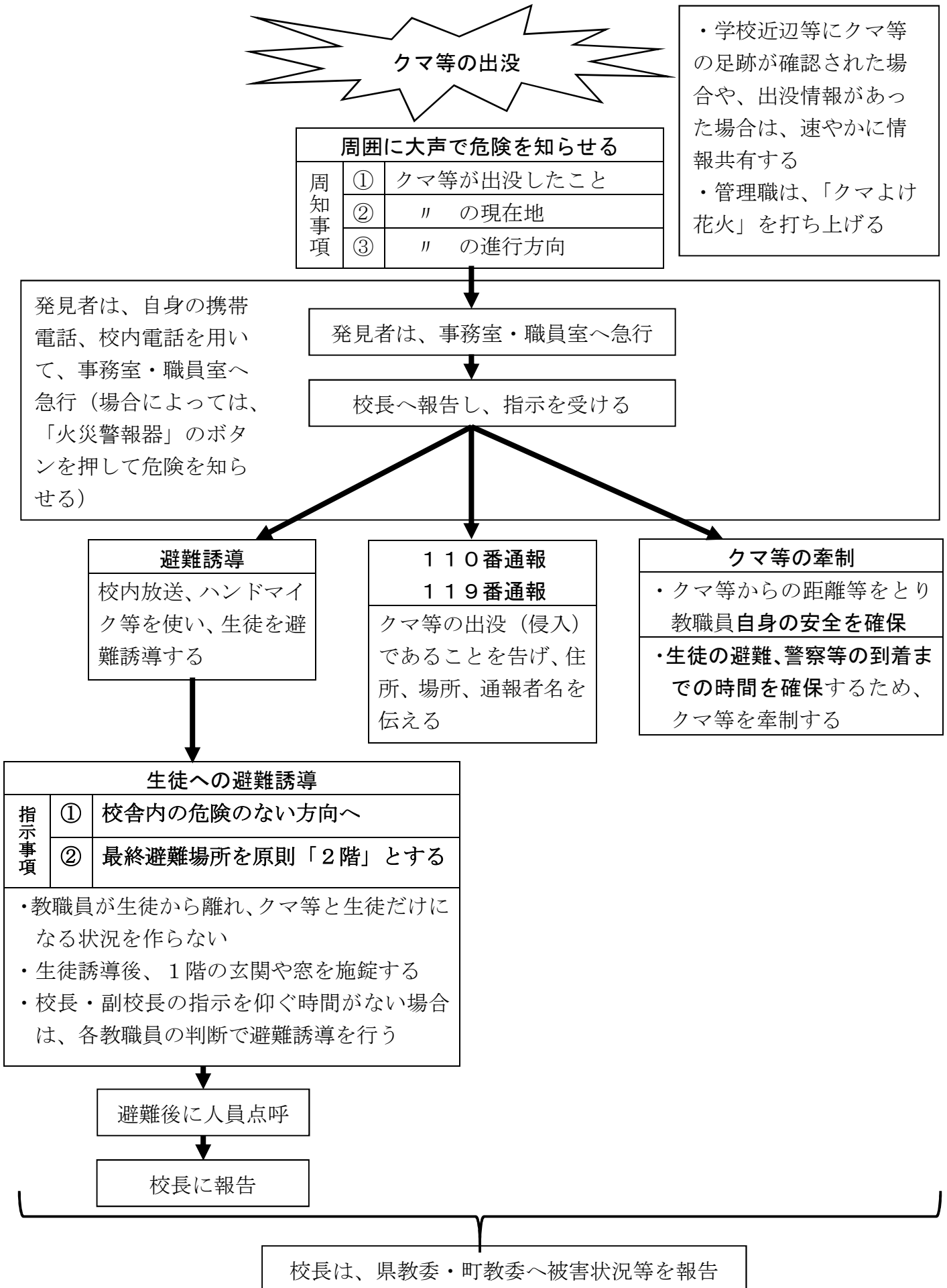
(毒蛇被害発生時についてもこれを準用すること)



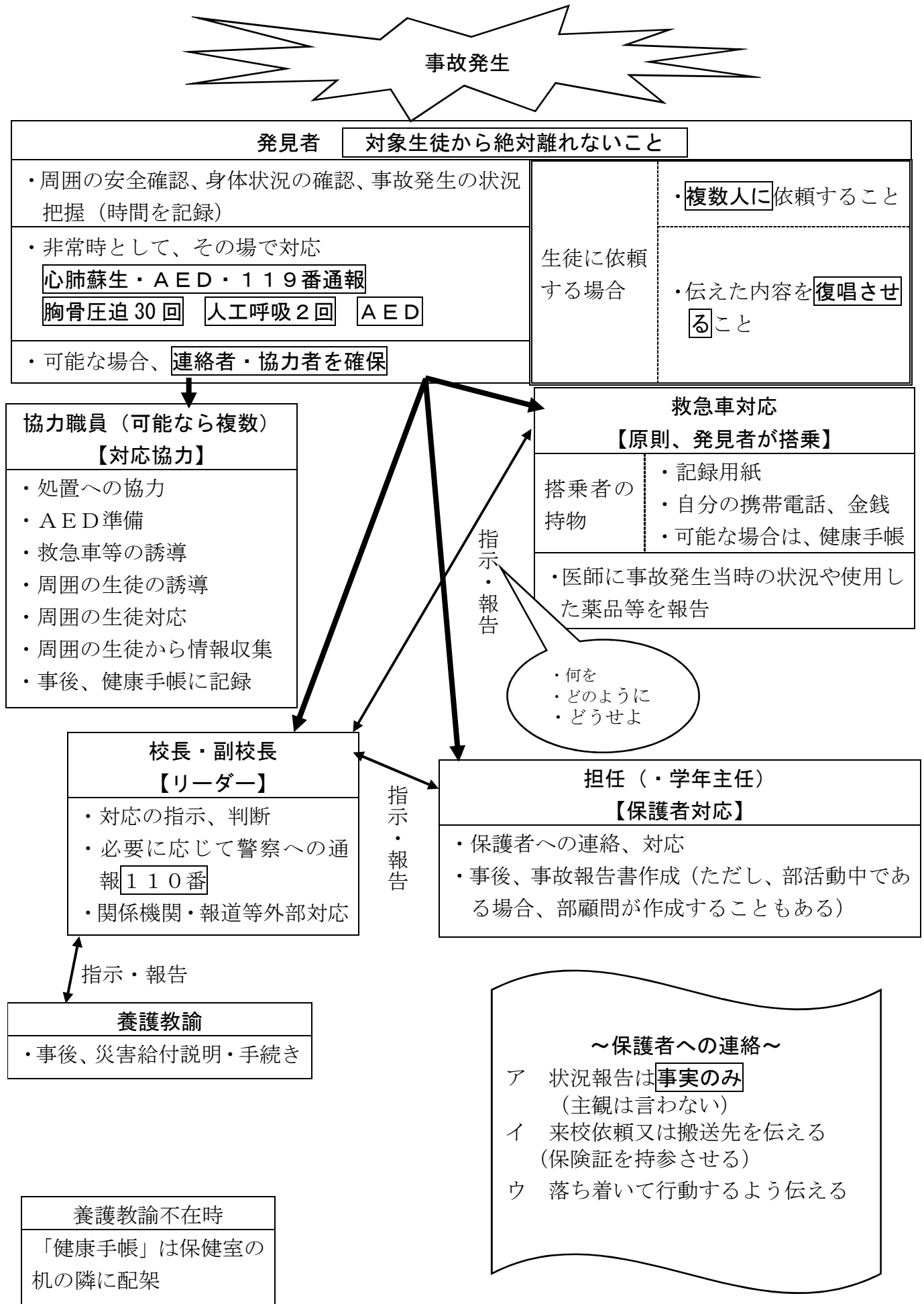
発見者	対象生徒から絶対離れないこと
<ul style="list-style-type: none"> ・スズメバチから距離をとり、安全を確保する (×大声・大きな音を出す、慌てて走り出す、ハチを手ではたく等は絶対にしてはならない) ・車イス・担架で保健室に移動 (歩かせない) ・場合によっては、現場で対応 心肺蘇生・AED・119番通報 	
対応ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・冷たい水で患部を洗い流しながら、毒と血液を絞り出す ・痛みや腫れがある場合は、氷や保冷剤などで冷やす
<ul style="list-style-type: none"> ・状況把握 (記録) ・連絡者を確保し、①～④に連絡するよう伝えること 	<p style="text-align: center;">生徒に依頼する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スズメバチから距離をとらせ、安全を確保すること ・複数人に依頼すること ・伝えた内容を復唱させること



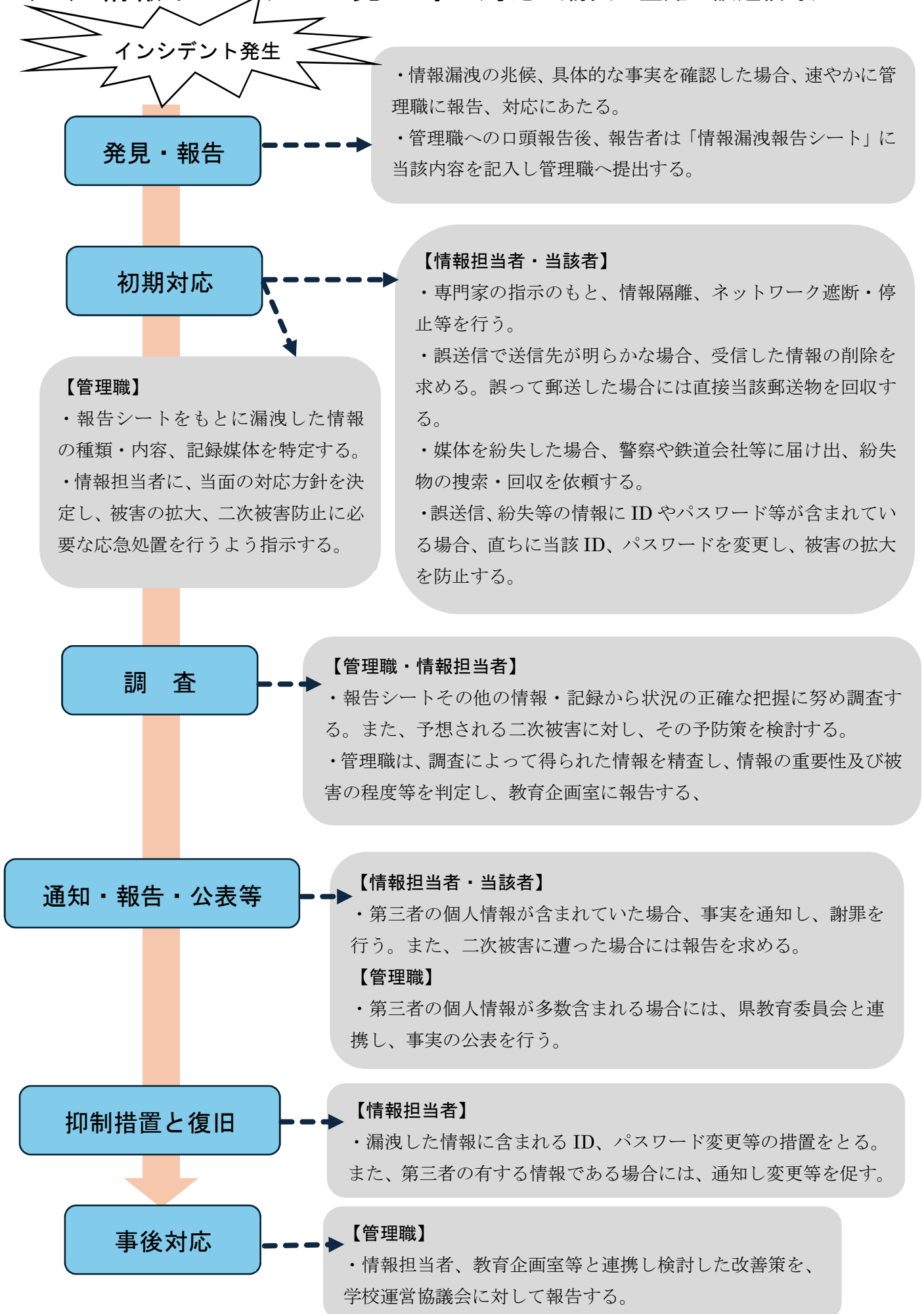
(7) クマ等有害動物出没時の対応（学校に勤務中）



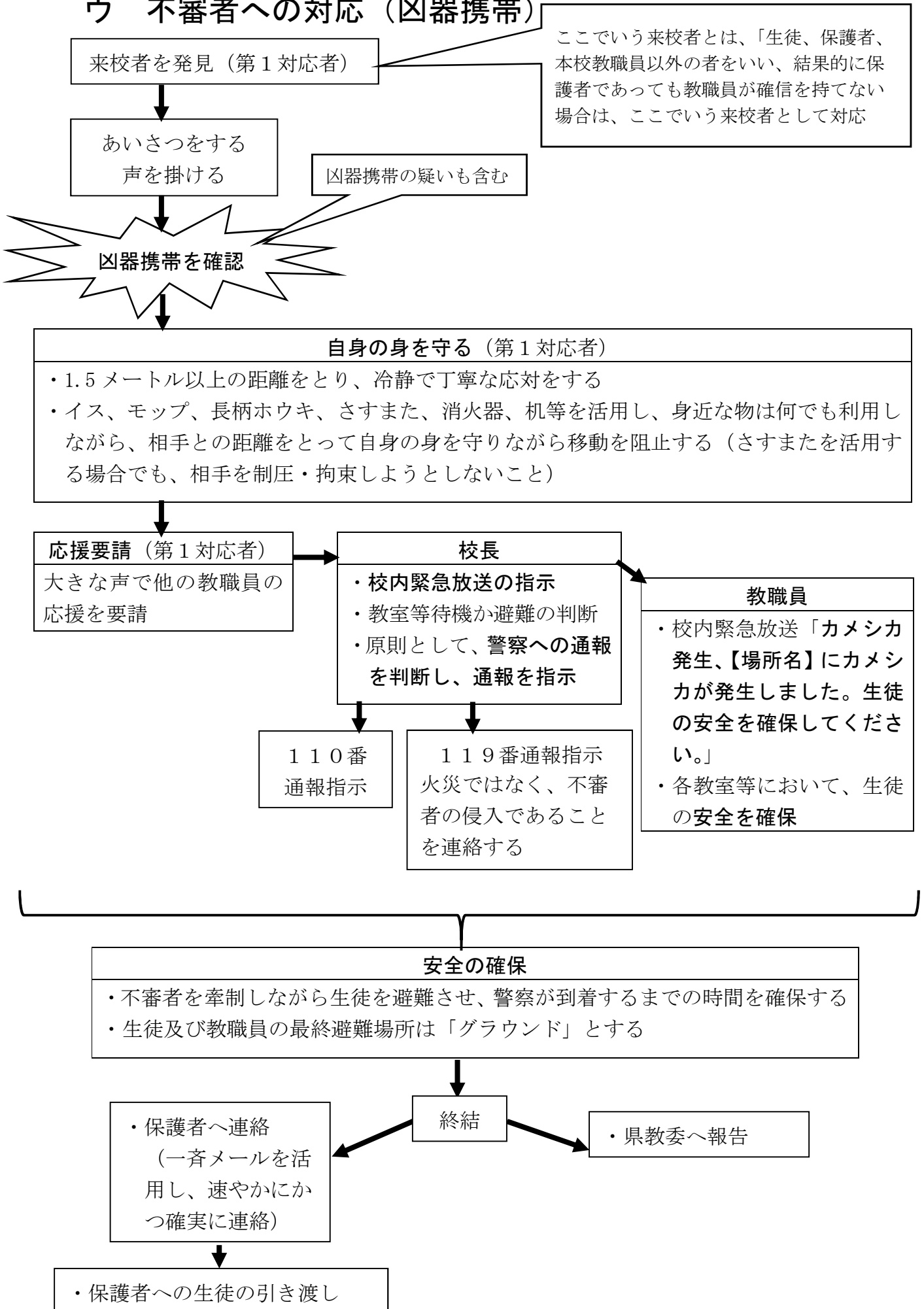
(8) 事故発生時の対応（勤務時間外／部活動中等）



(9) 情報インシデント発生時の対応（紛失・盗難・誤送信等）



ウ 不審者への対応（凶器携帯）



5 学校再開に向けて

学校再開に向けた取組例

児童生徒等、教職員の被害状況の確認

- 児童生徒等の安否と所在の確認
- 教職員の安否確認

○教職員は、できるだけ速やかに、児童生徒等の被災状況を確認する（避難先、連絡方法、健康状態等）

家庭・保護者の被災状況の確認

- 保護者の安否と所在の確認

○地域、PTA と連携を図りながら、家庭・保護者の安否確認、所在場所、学区内の被災状況を確認する。

学校の施設・設備等の点検

- 建造部材、非構造部材の点検・補修
- ライフライン（水道、電気、ガス等）の復旧状況
- 危険個所の立入禁止の明示と危険物・危険薬品等の点検
- 仮設トイレ設置の要請
- 校舎内外の清掃・消毒

○校舎や施設設備等の使用再開について、応急危険度判定士等の点検により安全性を確認する。
○がれき・破片の除去や立入禁止措置等の応急復旧等を行う。
○学校環境衛生基準に基づき、適切な衛生状態が確保されるようにする。

通学方法確認と通学ルート安全点検

- 通学ルートの危険個所の点検と交通状況の報告
- 公共交通機関の運行状況の確認

○通学ルートの安全点検を実施し、危険個所については関係機関へ連絡するとともに教職員で共有する。
○被災状況により通学ルートや通学手段の変更を検討し、登下校の安全を確保できるようにする。

教育環境の整備

- 授業形態の検討
- 教材教具の確保
- 運動ができる場所の確保
- 支援物資の取りまとめ
- 心のケア（スクールカウンセラーとの連携）
- マスコミ、外部ボランティア団体対応
- 学校行事や体育等の授業の在り方

○短縮・二部等、当面の授業形態を検討する。
○教科書、学用品の滅失状況を確認し、不足教科書等の確保に努める。
○定期または臨時の健康診断・健康相談の実施について配慮するとともに、SC の派遣など心のケア対策を講じる。

避難所との共存

- 避難所運営組織と協議
- 立入制限区域の明示

○学校施設が長期的に避難所として使用されることがあるため、立入制限を明示することや動線の設定、ルール等について避難所運営組織と協議しながら実施する。

6 その他

(1) ドクターヘリ離着陸時の対応（学校に勤務中）

ドクターヘリ離着陸の要請があった場合の行動 生徒及び教職員等は、直ちに以下の行動をとること。		
a	屋外にいる場合	生徒は、ヘリコプターの離着陸時に、吹き下ろしの風が強く吹きホコリや騒音が発生して危険なので、直ちに校舎内に入る。
		教職員は、ヘリコプターがグラウンドに安全に着陸できるように、障害物等があれば直ちに撤去する。同時に救急車の通り道も確保する。
b	屋内にいる場合	生徒は、授業中の場合、引き続き静粛に授業を受ける。休み時間や放課後であっても、校舎外には出ずに教室や体育館で待機する。
		教職員は、生徒を落ち着かせ、決して校舎外には出さない。生徒を動揺させないために教室のカーテンを引く。 グラウンドや救急車の通り道を確認し、障害物等があれば撤去に向かう。

岩手県立住田高等学校 危機管理マニュアル【改訂版】

(令和6年8月)

発行 岩手県立住田高等学校
〒029-2311 岩手県気仙郡住田町世田米字川口12-1

電話 0192-46-3141